

消費税

消費税と記帳について（個人事業）

所得税や消費税の申告をするためには、日々の取引を帳簿に記録し、その記録に基づいて正しい所得や税額を計算します。

まず、帳簿を備え付け、①日付、②相手方名称、③内容、④金額を記録し、請求書・領収書とともに7年間保存することが義務付けられています。

そして、消費税については、基準期間（前々年）の課税売上高が 1,000 万円を超え「課税事業者」となる方は、課税期間（当年）の帳簿の記録に基づいて消費税の申告をして納税額を計算します。

※「帳簿」と「請求書等」の両方の保存がないと、一般課税の計算において、支払った消費税を差し引くことができなくなります。十分ご注意ください。

税込経理方式と税抜経理方式

個人事業の場合は、一般的には「税込経理方式」を選んでいきます。

税込経理方式と税抜経理方式どちらでも、納付する消費税額は同じとなります。

税込経理方式の場合、納付する消費税額を「租税公課」に計上し精算します。

消費税の計算の仕方は2通り

○ 一般課税

$(\text{売上に含まれる消費税}) - (\text{仕入等費用に含まれる消費税}) = \text{納付する消費税}$

○ 簡易課税制度

$(\text{売上に含まれる消費税}) - (\text{売上に含まれる消費税} \times \text{みなし仕入率}) = \text{納付する消費税}$

※ 事業の種類に応じ、売上を事業区分し、みなし仕入率を掛けて計算します。

消費税と記帳のしかた（簡易課税制度）

○ 簡易課税制度

売上だけから消費税を計算します。

売上を取引ごとに事業区分の判定をして、第一種事業から第五種事業までのいずれかに区分をします。

このため、2種類以上の事業区分に該当する場合、事業区分ごとの帳簿の頁を用意し、売上を事業区分ごとに区分する必要があります。

※ 売上を「事業区分」していない場合、率の低い、みなし仕入率を適用され

てまいります。十分ご注意ください。

事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業（取引）	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 （他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者の販売）	90%
第二種事業	小売業 （他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで不特定多数に販売）	80%
第三種事業	製造業等 （原材料を手配購入し製造する建築業、製造業、食品製造業、造園工事、農業、酪農、漁業）	70%
第四種事業	飲食店業、受託加工業、生命保険損害保険業 手間職（原材料の支給を受け建設工事の一部を行なう手間、応援）鳶、解体工事業、植木の剪定 ・事業用固定資産の下取り、売却も第四種事業	60%
第五種事業	運輸業、サービス業、理容美容、クリーニング業、スポーツ選手、芸能関係、漫画家、デザイナー、学習塾、システムエンジニア、設計業、弁護士、獣医、コンサルタント、駐車場、貸店舗収入など	50%

※ 簡易課税制度は基準期間（前々年）の課税売上高が 5,000 万円以下で、事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に選択となります。

課税取引

○ 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供に課税されます。

不課税取引

○ 上記の課税取引以外は不課税取引となります。

非課税取引

○ 上記の課税取引のうち、以下の 13 項目の取引については、消費税を課税しない「非課税取引」となります。

- ① 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く）など
- ② 有価証券、支払手段の譲渡など
- ③ 利子、保証料、保険料など
- ④ 郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカードの譲渡など
- ⑤ 住民票、印鑑証明等の行政手数料、外国為替など
- ⑥ 社会保険診療医療など
- ⑦ 介護保険サービス、社会福祉事業など
- ⑧ お産費用など
- ⑨ 埋葬料・火葬料
- ⑩ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
- ⑪ 学校・各種学校の授業料、入学金、施設設備費など
- ⑫ 教科用図書譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

免税取引

○ 消費税は、国内の「取引」に課税され、輸出取引等については、消費税が免除されます。

○ 輸出免除の適用を受けるには、その取引が輸出取引等である証明が必要で、輸出許可書や税関証明書又は、輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、7年間保存します。